

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料(75歳以上)

および介護保険料(65歳以上)の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかの要件を満たす方は申請すると国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料が減免になる場合があります。

(注)現時点での国の基準に基づいた内容になっています。今後国からの通知等を受けて要件等が変更になる可能性があります。

対象となる方

- [1] 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
(重篤な傷病とは、1ヵ月以上の治療が必要と認められるなど、病状が著しく重い場合をいいます)
- [2] 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入(以下、事業収入等)のいずれかの減少が見込まれ、以下のすべてに該当する方
- 事業収入等のいずれかの収入が前年(令和3年)に比べて10分の3以上減少する見込である
 - 減少する見込の収入以外に係る前年の所得の合計額が400万円以下である
 - 前年の所得の合計額が1,000万円以下である(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の場合)

減免算定方法

[1]の場合 全額免除

[2]の場合 $\text{減免対象保険税額(左表)} \times \text{減免の割合(右表)}$



| |
|--|
| $\text{減免対象保険税額} = A \times B \div C$ |
| A: 世帯の年間保険税(料)額 |
| B: 減収が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年所得額 |
| C: 主たる生計維持者および世帯に属するすべての被保険者の算定した前年の合計所得金額 |

| 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 | |
|----------------------|-------|
| 前年度の合計所得金額 | 減免割合 |
| 事業等の廃止・失業 300万円以下 | 全部 |
| 400万円以下 | 10分の8 |
| 550万円以下 | 10分の6 |
| 750万円以下 | 10分の4 |
| 1,000万円以下 | 10分の2 |

| 介護保険料 | |
|----------------------|-------|
| 前年度の合計所得金額 | 減免割合 |
| 事業等の廃止・失業 210万円以下 | 全部 |
| 210万円超 | 10分の8 |

(注)国民健康保険税の非自発的離職者の方の軽減について

会社の倒産や会社都合による解雇など非自発的理由で失業し、非自発的離職者の保険税軽減制度の対象となる方については、前年の給与所得を30/100として計算されるため、今回の減免措置には該当しません。ただし、給与所得以外で減少があった場合は該当する場合があります。

対象となる保険税(料)

令和4年度の保険税(料)、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(年金天引きの場合は年金給付の支払日)が設定されているもの。

(注)加入手続きが遅れて、令和4年3月分以前の納期限が令和4年4月以降に設定されている保険税(料)については減免の対象となりません。

必要書類

【共通】

(1)減免申請書…保険税(料)ごとに様式があります。

(2)収入状況等申告書…主たる生計維持者の氏名、令和4年中の収入見込み額等を記入のうえ提出してください。

※涌谷町ホームページよりダウンロードできます。またご依頼があれば郵送いたしますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【減免条件によるもの】

対象[1]の場合

(1)医師の診断書

対象[2]の場合

(1)収入を証明する書類…令和4年1月から申請する月までの帳簿や給与明細等の写し等、収入額がわかるもの

(2)保険金等支払通知または保険契約書の写し…保険金等で収入の補てんがあった場合

(3)廃業届、退職証明書、または離職票の写し…事業等の廃止や失業した場合

申請期限

令和5年3月31日まで

申請方法

感染症拡大防止の観点から、原則郵送とします。

難しい場合は、税務課窓口への直接届出も受付いたします。

申請・お問い合わせ先

〒987-0192 涌谷町字新町裏153番地2 涌谷町役場 税務課

TEL 0229-43-2114